

副

都市計画法施行規則第60条に規定する証明書

※ 都市計画法施行規則第60条の規定により、都市計画法第29条第1項第2号の規定に該当することを証明します。

令和 年 月 日

姫路市長

印

1	建築しようとする者の住所及び氏名			
2	建築地の所在、地番、地目及び面積			地目
				面積 m ²
3	建築しようとする建築物の用途等の処理	<input type="checkbox"/> 農業者用住宅		<input type="checkbox"/> 農業用倉庫
			構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造
				<input type="checkbox"/> 平家建 <input type="checkbox"/> 2階建
			延面積	m ²
最高高さ	m			
※	その他必要な事項			
※	証明に附した条件	自己の用に供するもの・その他のもの		
※	証明年月日及び番号	令和 年 月 日	第	号

注意 ※印のある欄は記載しないこと。
この証明書の有効期間は証明の日から1年以内です。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、姫路市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、姫路市を被告として（訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。